

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故等番号 | 2015長第35号 |
| 事故等種類 | 運航不能（絡索） |
| 発生日時 | 平成27年3月18日 08時30分ごろ |
| 発生場所 | 熊本県熊本市塩屋漁港西方沖 百貫港灯台から真方位276°5,900m付近 (概位 北緯32°48.36′ 東経130°32.41′) |
| 事故等調査の経過 | 平成27年4月28日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第一漁栄丸、4.99トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | KM3-47283（漁船登録番号）、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型船舶操縦士 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | なし |
| 事故等の経過 | <p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、塩屋漁港西方沖において、のり浮流し網を固定していた錨の揚収作業を開始した。</p> <p>本船は、機関を使用して船首を風に立て、11個目の錨を揚収していたところ、急に風向きが変わり、船尾が‘次に揚収する予定であった錨の錨索’（以下「本件錨索」という。）付近へ流された。</p> <p>船長は、船首が風に立たなくなったことから不審に思い、船尾甲板のプロペラ点検口を開けて確認したところ、平成27年3月18日08時30分ごろプロペラシャフトに錨索が絡んでいるのを認めた。</p> <p>本船は、船長が、錨索の除去を試みたものの除去することができず、携帯電話で海上保安庁に救助を要請し、来援した僚船に塩屋漁港へえい航された。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 雨、風向 南南西～西南西、風力 3</p> <p>海象：波高 約1m</p> |
| 分析 | |
| 乗組員等の関与 | あり |
| 船体・機関等の関与 | あり |
| 気象・海象等の関与 | なし |
| 判明した事項の解析 | <p>本船は、塩屋漁港西方沖において、のり浮流し網の錨の揚収作業中、船長が、錨の揚収作業に注意を向けていたことから、風向が変化したことに気付かず、船尾が本件錨索付近に圧流されて、本件錨索がプロペラシャフトに絡み、推進器が使用できなくなって運航不能となったものと考えられる。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 原因 | 本インシデントは、本船が、塩屋漁港西方沖において、のり浮流し網の錨の揚収作業中、船長が、錨の揚収作業に注意を向けていたため、風向が変化したことに気付かず、船尾が本件錨索付近に圧流されて、本件錨索がプロペラシャフトに絡み、推進器が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 絡索のおそれがある場所で作業を行う場合は、急な風向の変化等に留意すること。 |